

平成 29 年 3 月 1 日

岩手県県土整備部河川課

国土地理院の水準点改定に伴う防潮堤・水門計画における岩手県の対応について

東北地方太平洋沿岸では、東日本大震災以降、地盤隆起が継続していることから、国土地理院では平成 28 年 7 月より、この地域の水準点の高さを再度測量を実施し、その結果を平成 29 年 2 月 28 日（火）に公表しました。

このたび本県ではこの水準点改定に伴い、防潮堤・水門の計画高の見直しの考え方と要否を検討いたしましたのでお知らせします。

1 水準点改定の公表（国土地理院）

平成 29 年 2 月 28 日（火） 水準点改定（※）の公表

※ 地殻変動量は、震災直後（平成 23 年 10 月）と比べ、田野畑村から陸前高田市で 0.4cm から 21.7cm の隆起傾向です。

2 水準点改定に伴う岩手県の見直しの考え方

本県における防潮堤・水門の計画高の見直しの考え方は次のとおりです。

【見直しの考え方】

一連地域の均等な安全度の確保の必要性や工事の進捗状況等に鑑み、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、見直し対象箇所とはしない。

- (1) 同一の地域海岸において、一部でも計画高まで施工されている場合
- (2) 同一の地域海岸において、水門工事に着手している場合
- (3) 他事業との調整が困難な場合

3 防潮堤・水門の計画高の見直しの要否

本県では、見直しの考え方に基づき防潮堤・水門の計画高について検討した結果、工事の進捗が図られていることから、全 134 地区の全てが上記 2 の(1)または(2)に該当することが確認されました。

このことから、水準点改定に伴う防潮堤・水門の計画高の見直しについては、行わないことといたしました。